

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	志布志市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	26-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shibushi.lg.jp/docs/2015031200013/

執行機関名 志布志市長

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第114号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの。
②番号法別表第1の項	15	
③番号法別表第2の項	26	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 別表第1 第7の項 生活保護法(昭和25年法律第114号)に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの。
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)第1条	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号)1
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。	1 生活保護法(以下単に「法」という。)第一条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては <u>一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて左の手続により必要と認める保護を行うこと。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号)
②事務の内容	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第一項の保護の実施に関する事務	生活に困窮する外国人に対する保護の実施に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号 イ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る医療保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号 チ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	生活保護に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号 ヲ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号 ヱ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号 カ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号 ヨ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは要保護者であった者に係る母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号 タ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号 レ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 1 号 ム	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 2 号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②事務の内容	生活保護法第二十四条第一項の保護の開始又は同条第九条の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する情報	生活に困窮する外国人に対する保護の開始又は保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 2 号 イ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る医療保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 2 号 チ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	生活保護に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 2 号 ロ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 2 号 ワ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 2 号 カ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 2 号 ヨ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは要保護者であった者に係る母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 2 号 タ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 2 号 レ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 2 号 ム	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 3 号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②事務の内容	生活保護法第二十五条第一項の職権による保護の開始又は同条第二項の職権による保護の変更に関する事務	生活に困窮する外国人に対する職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 3 号 イ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る医療保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 3 号 チ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	生活保護に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 3 号 ヲ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 3 号 ヱ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 3 号 カ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 3 号 ヨ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは要保護者であった者に係る母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 3 号 タ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 3 号 レ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 3 号 ム	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 4 号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②事務の内容	生活保護法第二十六条の保護の <u>停止又は廃止に関する事務</u>	生活に困窮する外国人に対する保護の <u>停止又は廃止に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 4 号 イ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る医療保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 4 号 チ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	生活保護に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 4 号 ヲ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 4 号 ワ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等

③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 4 号 カ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 4 号 ヨ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは要保護者であった者に係る母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 4 号 タ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 4 号 レ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
特定個人情報9		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 4 号 ム	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 5 号	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②事務の内容	生活保護法七十七条第一項又は第七十八条第一項から第三項までの徴収金の徴収(同法第七十八条の二第一項又は第二項の徴収金の徴収を含む。)に関する事務	生活に困窮する外国人に対する徴収金の徴収に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 5 号 イ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る医療保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 5 号 チ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報	生活保護に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 5 号 ヲ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 5 号 ワ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について

②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条の障害児福祉手当、同法第二十六条の二の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 5 号カ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 5 号ヨ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは要保護者であった者に係る母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 5 号タ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第八条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の支給に関する情報
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 5 号レ	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報
特定個人情報9		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 19 条 項 5 号 ム	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に基づく要保護者若しくは被保護者であった者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

備考	
----	--